

指定特定相談支援事業所 管理者様

川崎市長 福田 紀彦

川崎市障害者災害時個別避難計画の作成支援に関する御協力について（依頼）

日頃から、本市の障害者施策及び災害福祉施策に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。令和元年の台風19号をはじめとして、災害が激甚化・頻発化していることを受けて、令和3年5月に災害対策基本法の改正が行われ、自ら避難することが困難である要支援者の避難の実効性を高めるため「個別避難計画」の作成が努力義務とされました。

本市では、令和4年1月から、避難行動に支援が必要な避難行動要支援者に対して、災害時における具体的な避難方法の検討や、避難先での配慮事項、災害に対する事前の備えなどについて、本人や家族と一緒に考えながら、災害時の避難に関する個別の避難計画を作成する、災害時個別避難計画（以下、「避難計画」）の制度を開始し、平時から対象者本人の生活面で関わりがあり、本人の状況をよく把握されている相談支援専門員の皆様に、研修会等の場を通じて、避難計画を作成することの意義や、防災に関する考え方や必要な知識等を提供し、作成支援に関する御協力をお願いしてきたところでございます。

また優先度の高い方について、国より概ね5年程度で作成に取り組むよう依頼があり、皆様方の御協力の下、計画作成を推進してきたところではございますが、全国レベルにおいても、取組を一層推進、後押しする観点から、計画作成の機運醸成のための場づくりとして、「個別避難計画推進全国協議会」が、令和7年1月に設立されるなど、本市におきましても、より一層の推進が必要であることから、災害時でのより良い避難行動の実現に向けて、普段から障害者の方の日常生活を支援していただいている相談支援専門員の皆様に、改めて計画の作成支援を依頼させていただきますので、御協力を賜りますようお願いいたします。

川崎市障害者個別避難計画の作成支援に御協力いただいた場合は、作成支援費としまして、1件あたり7,000円の請求は可能です。作成費の請求方法につきましては、以下に御案内の市ホームページから御参照ください。

〈川崎市公式ウェブサイト URL〉

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000148328.html>

トップページ > くらし・手続き > 緊急情報・日頃の備え > 防災 > 制度・支援 > 災害時要援護者支援 > 障害者災害時個別避難計画について > 障害者災害時個別避難計画について

【請求等に関すること】

（川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

電話 044-200-0871

メール 40syokei@city.kawasaki.jp

【個別避難計画に関すること】

（川崎市健康福祉局総務部危機管理担当）

電話 044-200-0784

メール 40kikika@city.kawasaki.jp